

議事録

第 17 期名護市農業委員会

第 28 回 総会

令和 4 年 12 月 22 日 (木)

名護市農業委員会 第28回総会

開催日時 令和4年12月22日（木）午前16時00分～17時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員（農業委員）

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	○	5番	仲村 正司	◎	6番	前川 好男	◎
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	×
10番	比嘉 晴	○	11番	比嘉 清隆	○	12番	仲原 由香里	○

（農地利用最適化推進委員）

13番	塩浜 康允	×	14番	比嘉 勲	○	15番	宮里 強	○
16番	山城 秀樹	○	17番	吳屋 信竹	○	18番	伊波 興助	○
19番	平 智昭	○	20番	宮城 直人	○	21番	上間 光成	○
22番	玉城 司	○	23番	宮城 二郎	×	24番	野原 三喜郎	×
25番	比嘉 政昭	×						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案 第163号 農地等の買受適格証明願書について
第164号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第165号 農地転用事業計画変更承認申請について
第166号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第167号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第168号 農用地利用集積計画の意見決定について
第169号 非農地証明願いについて
第170号 事務局職員の任免について
- 報告 「農業者等との意見交換会」の意見の提出について

(開会)

議長

これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は 5 番、6 番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第 28 回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第 163 号 農地等の買受適格証明願いについて)

事務局

整理番号 1 番 農用内、面積 954 m²。公売物件に対し、申請人 1 人、計画作物パイン、従事日数 250 日となります

整理番号 2 番 農用外、面積 132 m²。公売物件に対し、申請人 1 人、一般住宅での申請。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 0.4 ha となっております。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(議案第 164 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局

整理番号 1 番 農用内、面積 3,141 m²。規模拡大のための有償移転。従事者 2 名、主従事日数 200 日。計画作物はコーヒー。

整理番号 2 番 農用内、面積 449 m²。本件は営農型発電設備更新のための地上権となっています。農地法第 5 条整理番号 7 番と同時申請となっています。

整理番号 3 番 農用内、面積 903 m²。規模拡大のための賃借権。従事者 2 名、主従事日数 150 日。計画作物はウコン。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(第 165 号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振外、面積 189 m²。当初転用計画は、一般住宅。土地を有効活用するための駐車場としての申請。農地区分は、第 3 種農地(準居住地域)となっております。農地法第 5 条整理番号 1 番と同時申請となっています。

整理番号 2 番 農用外、面積 1,238 m²。当初転用計画は、資材置場。土地を有効活用するための資材置場での申請。農地区分は、第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.1ha となっております。農地法第 5 条整理番号 6 番と同時申請となっています。

整理番号 3 番 農用外、面積 283 m²。当初転用計画は、一般住宅。土地を有効活用するための一般住宅での申請。農地区分は、第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.3ha となっております。農地法第 5 条整理番号 9 番と同時申請となっています。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(第 166 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 3,603 m²のうち 348.16 m²。一般住宅での申請。農地区分は第 1 種農地(10 戸連たん)、一団農地は 297 ha となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(第 167 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振外、面積 189 m²。駐車場での所有権移転。農地区分は第 3 種農地(準住宅地域)となっております。農地転用事業計画変更整理番号 1 番と同時申請となっています。

整理番号 2 番 農用外、面積 1,414 m²(2 筆合計)。貸事務所及び貸資材置場での所有権移転。農地区分は、第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.8ha となっています。

整理番号 3 番 農用外、面積 1,029 m²(2 筆合計)。家庭菜園での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 0.7ha となっています。

整理番号 4 番 農用外、面積 518 m²。一般住宅としての使用貸借。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 0.3 ha となっています。

整理番号 5 番 農用外、面積 1,177 m²(2 筆合計)。建売住宅での所有権移転。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 4.1ha となっています。

整理番号 6 番 農用外、面積 1,238 m²。資材置場での所有権移転。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 0.1ha となっています。農地転用事業計画変更整理番号 2 番と同時申請となっています。

整理番号 7 番 農用内、面積 1,044 m²のうち 5.09 m²。本件は當農型発電設備更新のための賃借権となっています。農地法第 3 条整理番号 2 番と同時申請となっています。

整理番号 8 番 農用外、面積 1,728 m²。貸し資材置場での所有権移転。農地区分は、第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.2ha となっています。

整理番号 9 番 農用外、面積 283 m²。一般住宅での所有権移転。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 0.3ha となっています。農地転用事業計画変更整理番号 2 番と同時申請となっています。

整理番号 10 番 農振外、面積 779 m²。駐車場での賃貸借。農地区分は、第 3 種農地(第 1 種中高層住居専用地域)となっています。

整理番号 11 番 農振外、面積 776 m²のうち 296.65 m²。建売住宅での所有権移転。農地区分は、第 3 種農地(第 1 種低層住居専用地域)となっています。

整理番号 12 番 農振外、面積 403 m²のうち 155.62 m²。建売住宅での所有権移転。農地区分は、第 3 種農地(第 1 種低層住居専用地域)となっています。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議無し。

(第 168 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和 4 年 12 月 19 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 9 名。譲受人 6 名。設定筆数 10 筆、面積 12,856 m²。内 貸借権 10 筆となっています。

整理番号 1 番 5 年の賃借権。農地中間管理事業における沖縄県農業振興公社の借り入れ。

整理番号 2 番 5 年の賃借権。農地中間管理事業における沖縄県農業振興公社の借り入れ。

整理番号 3 番～4 番 5 年の賃借権。農地中間管理事業における沖縄県農業振興公社の貸し出し。整理番号 1 番～2 番との関連。予定作物は牧草。稼働日数は 250 日

整理番号 5 番 5 年の賃借権。予定作物はバナナ・パパイヤ。稼働日数は 150 日

整理番号 6 番 5 年の賃借権。予定作物は野菜。稼働日数は 250 日

整理番号 7～9 番 5 年の賃借権。予定作物は水稻。稼働日数は 250 日

整理番号 10 番 8 ヶ月の賃借権。予定作物は野菜。稼働日数は 250 日

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、可決としてもよろしいですか。

委員 異議なし。

(第 169 号 非農地証明願について)

調査員 整理番号 1 番 農用外、面積 1,188 m²。当該地は荒廃している状態ではなく農地としての利用は困難であるとは考えられず、証明相当であるとは言えない。

整理番号 2 番 農用外、面積 131 m²。当該地は小面積で農地としての利用は困難な場所であり、証明相当と判断する。

整理番号 3 番 農用外、面積 25 m²。当該地は土地改良事業により 30 年前に集団墓地として移転した土地である。農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 4 番 農用内、面積 1,551 m²(2 筆合計)。当該地は海岸沿いに位置しているため塩害被害があり、20 年以上前から農地として利用されていない。農地としての利用は困難な場所であり、証明相当と判断する。

整理番号 5 番 農振外、面積 24 m²。当該地は建物と道路に囲まれた小面積の土地である。20 年以上前から駐車場の一部として利用されており、農地としての利用は困難な場所で、証明相当と判断する。

整理番号 6 番 農振外、面積 24 m²。当該地は建物と道路に囲まれた小面積の土地である。20 年以上前から駐車場の一部として利用されており、農地としての利用は困難な場所で、証明相当と判断する。

整理番号 7 番 農振外、面積 38.59 m²(4 筆合計)。当該地は小面積で 50 年以上前から住宅の進入路及び敷地の一部として利用されている。農地としての利用は困難な場所であり、証明相当と判断する。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、整理番号 1 番以外を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長

以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第 28 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会

議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 仲村 正司 印

署名委員 前川 好男 印